

## 「不特定または多数の人が利用する場所」の取り扱いについて

資料 2

	区分	態様	具体例	備考（★は関係する法令・用語）
①	A	駅前通路・広場	JR 津田沼駅前 新津田沼駅前 新習志野駅前	視認による判別は困難 駅や駅前広場等と一体となっている
②		マンションの公開空地	マンション敷地内公園	★建築基準法「公開空地」
③		ショッピングモール等の通路・広場	新津田沼駅前 新習志野駅前 袖ヶ浦団地内	駐車場等と一体となっていることも多い
④		不特定・多数の人が利用する駐車場	ショッピングモール、 コンビニエンスストア、 ファミリーレストラン、 コインパーキング など	★駐車場法「路外駐車場」 通路等と一体となっていることも多い  （「駐車場」には駐輪場を含む。以下同じ）
⑤		団地等の敷地内通路・広場・駐車場、	袖ヶ浦団地 秋津団地 香澄団地	

【区分】 A：道路・公園・公有地と同等に喫煙を禁止 B：喫煙は禁止しないが受動喫煙防止に対するなんらかの規定が必要

**路外駐車場**：道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの。

**公開空地**：敷地内の空地/建物の開放空間で、一般の人が自由に通行・利用できるなどの要件を満たすもの。（→容積率等の制限が緩和される）

<参考> 特定の人が利用する場所

特定の人が利用する駐車場	月極駐車場、 従業員専用駐車場	
一般的な企業の敷地	—	日常的に一般の人が来訪する事業所等を除く
マンション内通路	—	
一般的な個人宅の敷地	—	